

て、執行力のある債務名義の正本を有する債権者がする配当要求について、差押えに準ずるものとして、時効中断の効力を認めている（最判平成11・4・27民集53巻4号840頁〔現行法でも、完成猶予の効力が認められ、権利の満足に至らないときは、手続終了時から時効が更新されるだろう〕）。

(b) **担保権の実行等（148条1項2号から4号）** 担保権の実行，民事執行法195条による担保権の実行としての競売の例によるもの，民事執行法196条による財産開示手続または同法204条による第三者からの情報取得手続についても，その申立ての時から時効の完成が猶予される。これらの手続についても，所期の目的が達成された場合には，その時から時効が更新されるが，申立ての取下げまたは法律の規定に従わないことによる取消しによって手続が終了した場合には，その終了の時から6か月の間時効の完成が猶予される（148条2項・1項柱書かつこ書）。

(3) 仮差押えおよび仮処分の場合（149条）

仮差押えおよび仮処分は，債権者が自己の権利を実現できなくなるおそれがある場合に，債務者の財産を保全する手続である（民保20条以下・23条以下）。これらについては，民事保全手続の開始に債務名義は不要であり，その後に本案の訴え提起または続行が予定されていることから（民保1条参照），仮差押え・仮処分は本案の訴えが提起されるまでの間時効の完成を阻止するにすぎないものとして，その申立ての時から，その執行行為の終了後6か月を経過するまでの間，時効の完成が猶予されるものとされている。

J

(4) 催告の場合（150条）

催告とは，裁判上の請求などの手続によらずに，裁判外で債務者に対して履行を請求する債権者の意思の通知である。催告が完成猶予事由とされたのは，単に時効を更新するために突然訴えを提起するという弊害を避けるためである。催告があったときは，催告後6か月の間時効の完成が猶予される（150条1項）。

どのような行為が催告と認められるかは，履行を請求する意思の通知と認めるかどうかの解釈問題であるが，6か月以内に訴えの提起などがおこなわれることを前提とするのだから，広く解するのが妥当であろう。また，初回の催